

令和2年1月からの

源泉徴収・ 年末調整

実務はこう変わる！

- 給与所得控除・基礎控除の見直し

- 所得金額調整控除の創設

はしがき

平成30年度税制改正では、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税について給与所得控除や基礎控除の見直しが行われました。見直し後の制度は、令和2年分の所得税から（住民税は令和3年度分から）適用されます。

今回の見直しは、源泉徴収と年末調整の実務に大きく影響します。

まず、源泉徴収実務においては、給与所得控除や基礎控除の見直しに伴い、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の所得金額の要件が変更されます。また、源泉徴収するときを使う税額表も変わります。

次に、年末調整実務においては、基礎控除の適用に「給与所得者の基礎控除申告書」を提出することが必要となり、所得金額調整控除という新たな控除も創設されています。

令和2年分の所得税から適用される内容は、令和2年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を受け取る時までに理解しておく必要があります。

令和2年1月からの源泉徴収実務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目次

Q 1	令和2年分の所得税から何が変わるの？	2
Q 2	源泉徴収実務はどのように変わるの？	6
Q 3	扶養控除等申告書を受け取る時のチェックポイントは？	9
Q 4	令和2年分年末調整実務への影響は？	12
Q 5	基礎控除申告書と所得金額調整控除申告書とは？	15
Q 6	配偶者（特別）控除について間違えやすい点は？	17
参考 1	給与所得の源泉徴収税額表（月額表）【令和2年分】	22
参考 2	給与所得の源泉徴収税額表（日額表）【令和2年分】	29
参考 3	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表【令和2年分】	36
参考 4	月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について【令和2年分】	38
コラム	公的年金等の源泉徴収の見直し	8

● 和暦・西暦対照表

平成31年・令和元年 (1月～4月) (5月～12月)	2019年	令和3年	2021年
		令和4年	2022年
令和2年	2020年	令和5年	2023年

※ この小冊子は、令和元年10月1日現在の法令等によっています。

Q1

令和2年分の所得税から何が変わるの？

令和2年分の所得税から適用される源泉徴収に関する税制改正事項について、概要を教えてください。

A

平成30年度税制改正では、所得税について、働き方の多様化を踏まえた見直しが行われました。

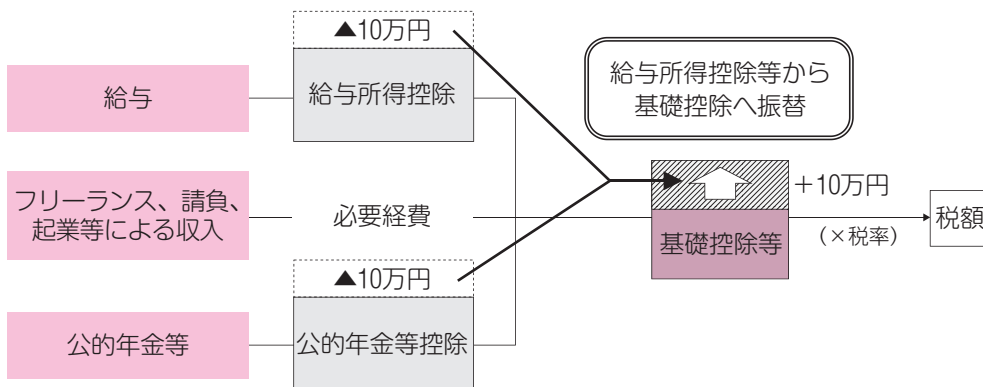
見直されたもののうち、源泉徴収と年末調整の実務に関するものは次の3つです。令和2年分の所得税から（住民税は令和3年度分から）適用されます。

- 1 給与所得控除の見直し
- 2 基礎控除の見直し
- 3 所得金額調整控除の創設

なお、上記の他、令和2年分の年末調整からは、今まで書面で提出又は提示していた証明書等の一部について、電磁的方法によって提供できるようになります。（→Q4）

1 給与所得控除の見直し

平成30年度税制改正では、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される**給与所得控除と公的年金等控除の控除額が引き下げ**られ、すべての人に適用される**基礎控除の控除額が引き上げ**られることになりました。



※給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

(出典：財務省ホームページ「基礎控除への振替（30年度改正）」)

給与所得控除の見直し

- 控除額：一律10万円引下げ
- 上限額：195万円に引下げ

見直しにより、給与所得控除額は次のように変わります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和元年分以前	令和2年分以後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円（上限額）	

控除額：△10万円
 上限額：220万円⇒195万円

なお、公的年金等控除についても、下記のとおり見直しが行われています。配偶者や親族の中に公的年金等を受給している人がいる場合には、源泉控除対象配偶者や扶養控除等の判定において注意が必要です。

公的年金等控除の見直し
● 控除額：一律10万円引下げ、上限額を設定
● 公的年金等以外の所得の合計額1,000万円超の人 ：公的年金等控除額をさらに10万円又は20万円引下げ

見直しにより、公的年金等控除額は次のように変わります。

65歳以上

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
	令和元年分以前	令和2年分以後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 37.5万円	(A)×25%+ 27.5万円	(A)×25%+ 17.5万円	(A)×25%+ 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 78.5万円	(A)×15%+ 68.5万円	(A)×15%+ 58.5万円	(A)×15%+ 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+ 155.5万円	(A)×5%+ 145.5万円	(A)×5%+ 135.5万円	(A)×5%+ 125.5万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

65歳未満

公的年金等の 収入金額 (A)	公的年金等控除額			
	令和元年分以前	令和2年分以後		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
区分なし	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 155.5万円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

2 基礎控除の見直し

給与所得控除とは反対に**基礎控除の額は引き上げ**られます。ただし、合計所得金額が一定額を超えると控除額は逡減し、合計所得金額が2,500万円を超えると控除額はゼロとなります。

基礎控除の見直し
● 控除額：10万円引上げ
● 合計所得金額2,400万円超2,500万円以下：控除額が逡減
● 合計所得金額2,500万円超：控除額ゼロ（基礎控除の適用なし）

見直しにより、基礎控除の額は次のように変わります。

合計所得金額	基礎控除の額（カッコ内は住民税の控除額）	
	令和元年分以前 （住民税は令和2年度分以前）	令和2年分以後 （住民税は令和3年度分以後）
2,400万円以下	38万円（33万円）	48万円（43万円）
2,400万円超 2,450万円以下		32万円（29万円）
2,450万円超 2,500万円以下		16万円（15万円）
2,500万円超		—



控除額：+10万円

合計所得金額2,400万円超：控除額逡減

合計所得金額2,500万円超：控除額ゼロ

3 所得金額調整控除の創設

給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられたことにより、給与等の収入金額が850万円を超える人は、税負担が増えることとなります。そこで、子育てや介護に対して配慮する観点から、**同一世帯内に23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族など**がいる人については、負担が増えることのないよう、所得金額を調整する制度が設けられました。

具体的には、給与等の収入金額**850万円を超える人**が、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、給与所得の金額から下記〈調整額〉の金額が控除されます。

所得金額調整控除が適用される人

給与等の収入金額
850万円超 1,000万円以下

+

- (ア) 納税者本人が特別障害者である 又は
(イ) 23歳未満の扶養親族がいる 又は
(ウ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

$$\text{〈調整額〉} = \left(\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円} \right) \times 10\%$$

1,000万円を超える場合には、1,000万円

〈計算例〉 給与等の収入金額が900万円、23歳未満の扶養親族がいる場合

(令和元年分以前)

$$900\text{万円} - \left(900\text{万円} \times 10\% + 120\text{万円} \right) = 690\text{万円}$$

↑ 給与等の収入金額
 ↑ 給与所得控除額
 ↑ 給与所得

(令和2年分以後)

$$900\text{万円} - 195\text{万円} - \left(900\text{万円} - 850\text{万円} \right) \times 10\% = 700\text{万円}$$

↑ 給与等の収入金額
 ↑ 給与所得控除額
 ↑ 所得金額調整控除 (5万円)

給与所得705万円

(注) 令和元年分以前と比べると令和2年分以後の給与所得は15万円増加していますが、令和2年分以後は基礎控除の額が10万円引き上げられるので、所得金額調整控除(上記の計算例では5万円)の適用により税負担は増えません。

4 年末調整関係書類の電磁的方法による提供

源泉徴収事務を行う会社の負担を軽減し、納税者の利便性を向上させる観点から、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類が、電磁的方法により提出できるようになります。

令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類(すなわち、令和2年分以後の年末調整)について適用されます。

詳しくはQ4を参照してください。

Q₂

源泉徴収実務はどのように変わるの？

平成30年度の税制改正事項が、給与と賞与の源泉徴収実務に影響すると聞きました。実務はどのように変わのでしょうか。

A

給与から源泉徴収するときに使う税額表（月額表、日額表）及び賞与から源泉徴収するときに使う算出率の表が変わります。

また、源泉控除対象配偶者や扶養親族などの所得金額の要件が変わります。いずれも令和2年1月支給分の給与及び賞与から変更となります。

1 源泉徴収税額表等の変更

給与所得控除の見直しに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が変わります。令和2年1月以後の源泉徴収では、変更後の表を使います。

「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」（→22～35ページ）

「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（→36、37ページ）





2 源泉控除対象配偶者等の所得金額要件の見直し

源泉控除対象配偶者、扶養親族、同一生計配偶者、勤労学生などの所得金額の要件が次のとおりとなります。

	所得金額の要件（合計所得金額）	
	令和元年分以前	令和2年分以後
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
扶養親族、同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

令和2年分より、所得金額の要件が10万円ずつ引き上げられています。しかし、これは単純な引上げではなく、給与所得控除や公的年金等控除の控除額の引下げが、扶養控除などの適用範囲に影響しないようにするための措置です。〈表1〉に示すとおり、パート・アルバイトの給与収入や公的年金の収入金額ベースでみると、**改正前後で扶養親族などに該当する人の範囲は変わりません。**

〈表1〉改正前後の所得金額の要件

	所得金額の要件（合計所得金額）	
	令和元年分以前	令和2年分以後
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
	 <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入のみの場合：150万円以下 ・公的年金等収入のみの場合 65歳以上：205万円以下 65歳未満：163.3万円以下 	
扶養親族 同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
	 <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入のみの場合：103万円以下 ・公的年金等収入のみの場合 65歳以上：158万円以下 65歳未満：108万円以下 	
勤労学生	65万円以下	75万円以下
	 <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入のみの場合：130万円以下 	
[参考] 配偶者特別控除の 適用対象となる配偶者 ※源泉徴収には関係しません。	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
	 <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入のみの場合：103万円超 201.6万円未満 ・公的年金等収入のみの場合 65歳以上：158万円超 243万円以下 65歳未満：108万円超 214万円以下 	

なお、配偶者や親族が青色申告者や家内労働者である場合には、「青色申告特別控除」（65万円控除）と「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の改正（それぞれ10万円引下げ）にも注意が必要です。

ただし、〈表1〉のとおり、扶養親族などを判定するときの所得金額の要件が10万円ずつ引き上げられていますので、「青色申告特別控除」と「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」が関係する場合も、改正前後で扶養親族などとなる人の範囲は変わりません。

〈表2〉改正前後の青色申告特別控除、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の控除額

	令和元年分以前	令和2年分以後
青色申告特別控除 (正規の簿記の原則に基づいて記帳)	65万円	55万円*
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 (必要経費とする最低保障額)	65万円	55万円

* 申告期限内に電子申告する場合又は一定の要件の下、電子帳簿の備付け・保存をする場合には65万円です。

参考 「合計所得金額」とは、給与所得をはじめとするその年の各種所得の合計額です。

ただし、次のような所得は合計所得金額には含まれません。

- ・ 遺族の受ける恩給及び年金
- ・ 生活用動産の売却による譲渡所得の金額
- ・ 生活保護法の規定により給付される保護金品
- ・ 雇用保険法等の規定により支給される失業給付金・育児休業給付金
- ・ 確定申告をしないことを選択した次の配当等
上場株式等の配当等（金額制限なし）
非上場株式の配当等（1銘柄について1回当たり10万円〔配当計算期間12か月の場合〕以下のもの）
- ・ 特定口座の源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等（確定申告をしないことを選択したもの）
- ・ NISA 口座（ジュニア NISA 口座）に受け入れた上場株式等の配当等
- ・ NISA 口座（ジュニア NISA 口座）を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等

コラム

【公的年金等の源泉徴収の見直し】

公的年金等の支払を受ける納税者は、毎年最初に公的年金等の支払を受けるまでに「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」を提出することになっていましたが、令和元年度税制改正において、この申告書を提出しなかった場合の取扱いについて見直しが行われました。

源泉徴収税額の計算は、次のとおりとなります。なお、この改正により、源泉控除対象配偶者や障害者などを対象とする控除を受けない場合には、「扶養親族等申告書」を提出する必要はないこととなりました。

この改正は、令和2年1月以後に支払を受ける公的年金等に適用されます。

扶養親族等申告書を	源泉徴収税額
提出した場合	〈改正なし〉 $(A - \text{各種控除額}) \times 5.105\%$
提出しなかった場合	〈改正前〉 $(A - A \times 25\%) \times 10.21\%$
	〈改正後〉 $(A - (A(\text{月割額}) \times 25\% + 65,000\text{円}) \times \text{支給月数}) \times 5.105\%$

A：年金支給額－年金から特別徴収される介護保険料及び国民健康保険料（又は後期高齢者医療保険料）

Q3

扶養控除等申告書を受け取る時の チェックポイントは？

令和2年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を受け取る時のチェックポイントについて教えてください。

A

令和2年分の所得税から、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が引き下げられ、その分基礎控除の額が引き上げられます。（→Q1）

これに伴い、源泉控除対象配偶者や扶養親族などの所得金額の要件が変わっています。（→Q2）

いずれも令和2年分からの所得税について適用されますので、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を受け取ったときは、源泉控除対象配偶者や扶養親族などが、改正後の規定に基づいて正しく記載されているか確認します。

1 「源泉控除対象配偶者」欄（A欄）の確認

A欄に記載する源泉控除対象配偶者とは、納税者（合計所得金額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者*のうち、**合計所得金額が95万円以下の人**です。

*青色事業専従者等に該当する配偶者は除かれます。

源泉控除対象配偶者 〔令和2年分以後〕 （配偶者控除又は配偶者特別控除の額が38万円となる配偶者）
<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者本人：合計所得金額 ≤ 900万円 ● 配偶者：合計所得金額 ≤ 95万円

Check

令和元年度税制改正により、令和2年1月以降の源泉徴収においては、配偶者を源泉控除対象配偶者とすることができるのは、夫婦のうちどちらか一方に限られます。

2 「控除対象扶養親族」欄（B欄）の確認

B欄に記載する控除対象扶養親族とは、**16歳以上の扶養親族**です。扶養親族とは、納税者と生計を一にする親族*のうち、**合計所得金額が48万円以下の人**をいいます。

*青色事業専従者等に該当する親族は除かれます。

控除対象扶養親族〔令和2年分以後〕

- **納税者本人**：所得金額の要件なし
- **親 族**：16歳以上、合計所得金額 ≤ 48万円

3 「障害者等」欄（C欄）の確認

令和2年からは、次の①から③に該当する場合に、所得金額の要件が変更となっています。
納税者本人が障害者に該当する場合については、令和元年分までと変わりません。

- ① **納税者本人が勤労学生に該当する場合**
納税者本人：合計所得金額 ≤ 75万円
- ② **納税者本人が寡婦（寡夫）に該当する場合**
生計を一にする子：総所得金額等 ≤ 48万円
- ③ **同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に該当する場合**
配偶者*又は扶養親族*：合計所得金額 ≤ 48万円

*青色事業専従者等に該当する配偶者及び親族は除かれます。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の 名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 年 月 日	あなたの住所 〒 市 区 町 丁目 番 号
税務署長	給与の支払者の 法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所 (郵便番号)	あなたの配偶者 有・無
市区町村長	給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 (郵便番号)	あなたの住所 (郵便番号)	あなたの住所 (郵便番号)

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等 (フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの性別	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和2年中に異動があった場合には記載してください。)
A欄 源泉控除 対象配偶者 (注1)					
B欄 控除対象 扶養親族 (16歳以上 (平17.1.1以降生))	1	男・大 婦・学			
	2	男・大 婦・学			
	3	男・大 婦・学			
	4	男・大 婦・学			
C欄 障害者、寡 婦、寡夫又は 勤労学生	障害者 一般の障害者 (A) 特別の寡婦	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	寡婦
	特別障害者 (A) 寡夫				
	同居特別障害者 (A) 勤労学生				

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する家族数(人数)を記入してください。

氏名	あなたの 性別	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたの性別	住所又は居所	異動月日及び事由

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養控除等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平17.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの性別	生年月日	住所又は居所	令和2年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
1							
2							
3							

○身元児童扶養者 該当する場合には左記に
チェックを付けてください。 児童扶養手当
受給者の番号 生計を一にする
児童の氏名 左記の児童の
年齢及び性別 異動月日
及び事由

扶
給与の支払者(税務署長等)宛に提出するものとして、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する
○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する
○この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合は、裏面の「申告書について」の注意※等をお読みください。
○この申告書の記載については、裏面の「申告書について」の注意※等をお読みください。

(注) 令和2年分の申告書から、単身児童扶養者に該当する場合に記載が必要な欄が追加されています。

4 判定の例（すべて生計は一、所得金額は年間の見積額〔令和2年分〕）

〔例①〕
〔A欄〕 所得金額 納税者：給与所得800万円
配偶者：給与所得50万円＋不動産所得100万円

納税者本人の合計所得金額は900万円以下であるが、配偶者の合計所得金額（150万円）は95万円を超えている。よって、配偶者は**源泉控除対象配偶者に該当しない**。

〔例②〕
〔A欄〕 所得金額 納税者：給与所得1,000万円
配偶者：給与所得80万円

配偶者の合計所得金額は95万円以下であるが、納税者本人の合計所得金額は900万円を超えている。よって、配偶者は**源泉控除対象配偶者に該当しない**。

〔例③〕
〔B欄〕 所得金額 納税者：給与所得1,200万円
母（70歳）：公的年金等所得50万円

母の合計所得金額は48万円を超えている。よって、母は**控除対象扶養親族に該当しない**。
〔控除対象扶養親族の判定に、納税者本人の合計所得金額の要件はない。〕

〔例④〕
〔B欄〕 所得金額 納税者：給与所得800万円
子（20歳）：給与収入100万円

子の合計所得金額は給与所得45万円（給与収入100万円－給与所得控除額55万円）であり、48万円以下である。よって、子は**控除対象扶養親族に該当する**。また、子の年齢が19歳以上23歳未満なので、**特定扶養親族**に該当する。

〔控除対象扶養親族の判定に、納税者本人の合計所得金額の要件はない。〕

〔例⑤〕
〔C欄〕 所得金額 納税者：給与所得1,200万円
配偶者（一般の障害者）：所得なし

配偶者の合計所得金額は48万円以下である。よって、配偶者は**同一生計配偶者に該当する**。

〔同一生計配偶者の判定に、納税者本人の合計所得金額の要件はない。〕

※障害者の欄の該当箇所をチェックを付ける。

〔例⑥〕
〔C欄〕 所得金額 納税者：給与所得1,200万円
配偶者（一般の障害者）：上場株式の譲渡所得50万円（特定口座の源泉徴収選択口座を通じたもので、確定申告はしない。〕

特定口座の源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したものは、合計所得金額に含まれない。よって、配偶者の合計所得金額は48万円以下であり、配偶者は**同一生計配偶者に該当する**。

〔同一生計配偶者の判定に、納税者本人の合計所得金額の要件はない。〕

※障害者の欄の該当箇所をチェックを付ける。

Q4

令和2年分年末調整実務への影響は？

令和2年分以後の年末調整について、これまでと変わるところを教えてください。

A

令和2年分以後の年末調整において、変更があるのは次の3点です。

- 1 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の変更
- 2 「給与所得者の基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」の追加
- 3 年末調整関係書類の電磁的方法による提供

1 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の変更

給与所得控除の見直しに伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が変更されます。令和2年分以後の年末調整には、変更後の表を使用して給与所得控除後の給与等の金額を計算します。

2 「給与所得者の基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」の追加

令和2年分以後の年末調整で基礎控除の適用を受けようとする人は、会社がその人の合計所得金額を把握できるよう、会社に「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければなりません。

また、給与等の収入金額850万円超の人のうち、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、「所得金額調整控除申告書」を会社に提出しなければなりません。

いずれの申告書も、年末調整の時までに会社に提出します。

なお、令和2年分からは、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の3つが合体し、1枚の様式となる予定です。

各申告書の記載方法等は、Q5及びQ6を参照してください。

令和2年分以後の年末調整で

基礎控除の適用を受ける



「給与所得者の基礎控除申告書」を提出

所得金額調整控除の適用を受ける



「所得金額調整控除申告書」を提出